官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇）　一
○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一一）　二
〔法規的告示〕
○令和八年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（農林水産八九）　二
〔その他告示〕
○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の日本国政府による防衛特別法人税の追加に係る通告に関する件（外務三四）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（同三五、三六）
○科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書の署名及び効力発生に関する件（同三七）
○農薬を登録した件（農林水産九〇）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同九一）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通二四四～二四八）　六
○都市計画に関する件（同二四九）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局一四）　六
〔人事異動〕
内閣　内閣府　最高裁判所　六
〔官庁報告〕
官庁事項
国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について（国土交通省）　六
労　働
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（沖縄総合事務局最低賃金公示一）　六
原戸籍が滅失した件（法務省告示配一四）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、社会保険労務士懲戒処分関係　六
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　六
会社その他
七

省令

○厚生労働省令第十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の七第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月三日　厚生労働大臣　上野賢一郎

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（健康診断の通報又は報告）	（健康診断の通報又は報告）
第二十七条の五　定期の健康診断の実施者（次項において「健康診断実施者」という。）は、法第五十三条の二の規定によって行った定期の健康診断及び法第五十三条の四の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに取りまとめ、同年四月十日までに、法第五十三条の七第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。	**第二十七条の五**　定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、法第五十三条の二の規定によって行った定期の健康診断及び法第五十三条の四の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
2　健康診断実施者は、法第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに取りまとめ、同年四月十日までに、法第五十三条の七第一項の規定に従い、通報又は報告しなければならない。	2　健康診断実施者は、法第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項の規定に従い、通報又は報告しなければならない。
3　（略）	3　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十七条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、この省令の施行の日以降に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十七条第一項及び第二項の規定によって行った結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断、同法第五十三条の二の規定によって行った定期の健康診断並びに同法第五十三条の四及び第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について適用する。